

# 教 育 委 員 会 会 議

日時 平成29年5月25日（木）

午前9時30分

場所 教育委員会室

## < 次 第 >

### 1 開 会

### 2 教育長の報告

報告第4号 さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則  
について

### 3 議 事

議案第69号 さいたま市立学校設置条例及びさいたま市図書館条例の一部を改正する  
条例の制定について [非公開案件]

議案第70号 さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について  
[非公開案件]

議案第71号 さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会委員の委嘱及び任命に  
ついて [非公開案件]

議案第72号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について [非公開  
案件]

議案第73号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について [非公開  
案件]

### 4 そ の 他

(1) 市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく協  
議の回答について

(2) 市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく協  
議の回答について

### 5 閉 会

報告第4号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（平成27年さいたま市教育委員会規則第6号）附則第2項の規定によりなお効力を有することとされる同規則による改正前のさいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条第2項の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

平成29年5月25日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 稲葉 康久

記

さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

## 臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり制定することを臨時代理する。

平成29年5月16日

さいたま市教育委員会  
教育長 稲葉 康久

## 記

さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

## 別紙

### さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（教育業務連絡指導手当）</p> <p>第3条 条例第18条第4項の教育委員会規則で定める主任等は、次の各号に掲げる主任等のうち、別表の左欄に掲げる学校の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める主任等とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>さいたま市立高等学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第17号）第10条第1項又は第10条の2第1項の規定により置かれる主任等</u></p> <p>(3) [略]</p> <p><u>2 条例第18条第4項の教育委員会規則で定める額は、従事した日1日につき200円とする。</u></p>	<p>（教育業務連絡指導手当）</p> <p>第3条 条例第18条第4項の教育委員会規則で定める主任等は、次の各号に掲げる主任等のうち、別表の左欄に掲げる学校の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める主任等とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>さいたま市立高等学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第17号）第10条第1項の規定により置かれる主任等</u></p> <p>(3) [略]</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のさいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

人任第337号

平成29年5月9日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市人事委員会

委員長 加村 啓



教育委員会規則の改正について（回答）

平成29年4月26日付け教学教職第395号で協議のあった、下記の規則の改正については、異議ありません。

記

さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則



(担当) 任用調査課調査係

内線：4613～4616

さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）抜粋

（特殊勤務手当）

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教育職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、教員特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当とする。

3 教員特殊業務手当は、教育職員（校長及び教頭を除く。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると委員会が認める程度に及ぶときに、その業務に従事した日1日につき16,000円を超えない範囲内で当該業務の区分に応じて教育委員会規則で定める額を支給する。

(1)～(5) [略]

4 教育業務連絡指導手当は、主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに充てられた教諭、養護教諭又は栄養教諭が、その職務が困難であるとして教育委員会規則で定める主任等の職務に従事したときに、その職務に従事した日1日につき200円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額を支給する。

5 前各項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（人事委員会との協議）

第34条 委員会は、この条例の規定に基づく教育委員会規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ市人事委員会と協議しなければならない。この条例の規定により委員会が定めることとされている事項について定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするときも、同様とする。

さいたま市立高等学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第17号）抜粋

（教務主任等）

第10条 学校に教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導主事及び保健主事(以下「教務主任等」という。)を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任、学年主任、生徒指導主任又は保健主事を置かないことができる。

2～9 [略]

第10条の2 2以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。ただし、学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学科主任を置かないことができる。

2・3 [略]

## 報告理由

さいたま市教職員の給与に関する条例第18条第4項の教育委員会規則で定める主任等を整備し、及び同条例第18条第4項の教育委員会規則で定める額を定めるため、さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の文言の整備を図るものです。

なお、施行期日は、公布の日から、適用期日は、平成29年4月1日です。

その他

市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく協議の回答について

地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく、市長との協議の回答を別紙のとおり報告する。

平成29年5月25日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 稲葉 康久



総人第5064号  
平成29年3月31日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人



人事評価に関する要綱の協議について (回答)

平成29年3月30日付けで協議のありました標記のことについては、同意します。

総務局人事部人事課制度係

担当 高橋



その他

市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく協議の回答について

地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく、市長との協議の回答を別紙のとおり報告する。

平成29年5月25日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 稲葉 康久

総人第5064号  
平成29年3月31日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人



さいたま市小・中・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱及びさい  
たま市高等学校教職員の人事評価に関する要綱の協議について（回答）

平成29年3月30日付けで協議のありました標記のことについては、同意します。

総務局人事部人事課制度係

担当 高橋

